

東石川一丁目自治会規約細則

(班組区割に関すること)

細則 1

(1) 班編成

地内中央を東西に走る市道（旧中根街道）を堺として北側を 1 班、南側を 2 班とする。

(2) 組編成

各班内において、原則として行政地番を基準にこれを定める。

(会費徴収額に関すること)

細則 2

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 地域内に居住する一般世帯及び店舗を構える営業所 | 月額 500 円 |
| マンション居住者 | 月額 300 円 |
| (2) 生活保護世帯 | 月額 250 円 |

(慶弔に関すること)

細則 3

(1) 弔慰金

規約第 1 条第 1 項の会員世帯主及び同居の親族（就学前の幼少児を除く）が死亡したとき

5,000 円

(2) その他特別の場合及び見舞金当については役員会」にはかり会長がこれを定める。

付 則

この細則は、昭和 59 年 4 月 1 日より実施する。

この細則は、平成 19 年 4 月 28 日 一部改正（弔慰金）